

伏見遠近
三代之間事

544
八
13

0 150 cm 10 20 30

SEKISUI JUSHI



古今集

小所
 我れ父はうつりまうまいさつゝ我れ世うつるなるめせみよ
 おもひを
 まきしめる鷹をさうや鷹つん物たりゝ宿ねんきのうへる
 君う
 ちう露るや時雨しきくもふがききんてうとをくまう
 是則
 おさけけは明れ月とるるまうさう節のさもよあはるし雪
 葉か
 立よれなえの山はねはちうあまうさうまうんはありとい
 忠岑
 こをいひぬさるるあはるまう山まみりみききねは
 よしん
 名うけは明れ月とるるまうさう節のさもよあはるし雪
 行年
 ちういひぬさるるあはるまう山まみりみききねは

藤原實方朝臣

新撰

源重

大内

清少

法性又通
白河天皇

源道

いづはなれりて一すはてはれやほのふしむい
せをともいふまうら河のほとけは人のあはれなる
風をいふ家うのほれをのめくきくあきなりよる
又ふまわあれきくあはれいふまわつ物をいれ
くはてふいふ我はあはれきくあはれいふはれき
あきなりてはれきくあはれいふはれきくあはれ
なれきくあはれきくあはれいふはれきくあはれ

千載集

後醍醐朝臣

源俊賴朝臣

國世

後醍醐朝臣

あきなりてはれきくあはれいふはれきくあはれ
なれきくあはれきくあはれいふはれきくあはれ
あきなりてはれきくあはれいふはれきくあはれ
なれきくあはれきくあはれいふはれきくあはれ
あきなりてはれきくあはれいふはれきくあはれ
なれきくあはれきくあはれいふはれきくあはれ

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

新古今集

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

源俊賴朝臣

あきなりてはれきくあはれいふはれきくあはれ
なれきくあはれきくあはれいふはれきくあはれ
あきなりてはれきくあはれいふはれきくあはれ
なれきくあはれきくあはれいふはれきくあはれ
あきなりてはれきくあはれいふはれきくあはれ
なれきくあはれきくあはれいふはれきくあはれ

送源清甫朝臣

家隆朝臣

皇太后宮次俊成

太上皇帝

恒孝和疏
可作後師

冬は氷凍のくちを氷霜のうへにむきける月の影のこやうに
あづきまのこゝろ（まはたをみるに）をうけ月未のしづ
きちうりもつこもまじりしもまじりしものまはたはあひま
神のまはたあひまもまじりしものまじりしものまはたはあひま
くちまはたあひまもまじりしものまじりしものまはたはあひま

京極堂言函

生

機依後鳥

羽院作也

長享三年九月廿一日 添七十餘齡之考卷了

沙弥判

三代集之間事

古今事大略
去年次勘注

後撰集之中自他之說不同事

一作者事

少未相遠尺集不及位但
如數故齊去宮少乃名右近又季繩
去絕字了也

集云松平方

是よりきりひりふ城にきりふりふ
貞元親王

瘰

二 今はいれなきものかをいひて、まゝとていふん

松田山收清浦朝臣奉大津少將

家説
仁孝

昨說前在書門佐墓後

敦忠即母之弟之姨母

養件即人也件即幼少之時愛之

松ぼりねと云是御局之由也

依之付力之義

此集之習也。不刷人名。いまき。いまわ。こ。

如此名皆出之仍以人立付名所出裁也

詞事

夏部

みふ月をへうにうくにうく月のあきをえて
かえりてみちをさすうほ月をゆきみんとや夏ゆく人す

五月之月之由人疑之或有字
六月之字

古人六月之北必出川原修禊文納涼及

練作之遊及新奇之興恒例也不限

晦日是梅皆月後

長元之^レ比或人^レ記^レ帝^レ舍^レ小^レ舍^レ人^レ來^レ可^レ系^レ皆^レ月^レ後^レ之^レ由^レ催^レ之^レ件^レ後^レ六^レ月^レ十^レ三^レ日^レ也

雜上

廣明朝臣中四言より作る時うのふねいと云とて右大臣
杉山や君衣を寄りとまきひくまにいろを所んま

庚明瑞但中則言之時大行設選袍事

いしもちわたりまうふきとひきぬーあまのくしん

袍着五位袍人用五位藏人袍斜四位人

用貫首袍叙三位人用大袍 是田人等

件仰系儀く同四位や任納言く日叙三位

仍用右大袍袍や二手紫 三位袍名や

不^品留可着は袍由新、今日慶之御食應之

詞や不可有除名之疑

一夏

和歌事

夏東月かきくはる

よみ人し

こよひかくちひろ秋のうらぬ月をさや秋うつむ

釋云 月の三え この力のふ可や

家説 静に深んち

只月を霜とて霜のおひくふ秋よ

秋 ^{と四} _{セクをよめる} や

此友則

ふふわおはのう原いおでるむ

うこわともくういもくわむ

ふふみとて一釋く

は説うこわさーすむいふんや

底とまなく可成り也

秋くれしのそせに吐はきを入いる

いさのおやをいれりまゝとて

釋云 奇なり心や

は洗只虫のうき織みたる聲の後りハ

つらきこといふ人又非深なり常にい

あゝいゝるよたまらぬ

戀五 てうがはうん いかにあふみこころをいれあふみこころをいれ

くらとくたうハつこまきううよこを

くすまは在海とて きあゝいゝくといふれ

い新又くらすくも事

池にたふる物なれどいゝまゝにいゝれたまや

なれど葉えうハほめを重くんて清

浄無垢物やううハつらきまはまや

くられん海なれどかゝいゝる物ハ洗ふ天

おきえんていゝハはたきつゝいゝる物ハ洗ふ天

よめや

あらまゝのうゑにひきつゝくゝるゝのゝにひきつゝくゝるゝ 源英明御下

いそ海にたまのうゑにひきつゝくゝるゝ

家流海人の蛇うゑや

あらまゝのうゑにひきつゝくゝるゝ

金吾所授不及及流るゝ

庭訓先年系宗徳院ゝ時以女房由ゝ作云

清浦所授之和奇難折は楊得失如何一尺

可戸但秘折や賜之太略洋引尺ゝ

返上如年養云強不達所存但たまに流るゝ

と事未勅は注作事所授之流海事かゝ

や海人海邊沙中へ尺蛤跡忌搜取ゝ尤無候

るや仍泳之ゝ承清浦後日傳聞以事

信意趣金ゝ

歴教事之反同抄出か較ヶ事進上

二條院之時出出符漚ゝ他授

依重代之家力相傳之説者先年不可注

未勅由願云ゝ得事ん

みこさきくろくろくしーく

くろくろくろくろくしーく

みこさきくろくろくしーく

は流し野みこさきくろくろくしーく

今日野り幸は興ふをうにみこさきくろくろくしーく

世たふを名にちひぬるゆふはくろくろくしーく

調ふみこさきくろくろくしーく

延壽野り幸は十七年同十月十五日

干時松栢大下 權中納言左兵衛督春宮太史

非を系司

雜三 松栢大下

かろくろくろくろくしーく

これよりくろくろくろくしーく

此奇を可出くろくろくろくしーく

可謂不審貫之集又無比奇

候令又無比類花之人餘味深之餘迷由路之

心よりくろくろくろくしーく

うつろぬんのちうくあわだれん

うらちの花をよめるなりと

傍車曉言う詞繁多如百花之遇春教

亦依穀慮之不移懸澤尤深如花散

之喧嘆不及身幽之由波悦尸るんれ多

且是在吹毛難堪奇高隼内親王

傍又をけふつるい出く拂えいの

詞に傍人猜妬の由有之なり可なり

雜四 人のいふまじいこといふまじいことなる人ありきまじいこと
まじいことなる人ありきまじいことなる人ありきまじいこと

今こむいひ許しのらよ

侍まけぬーさくさめれ

金吾流さくさめれ刀自ハ姑る名や

作者自稱也者

庭訓古今後撰西集已受皮人既偏信作之

至于此事不可有は余仍用之

但少言之昔外祖母

伊予三位皇子
堀河院乳母

再合云

親父讀込入道

顯徳朝に

受其母并乳母

説是極秘説や 今世無知人

けくさめなり

早草女ハクサメの章や

早ハクサ早メ早メ早メ苗之類や

少年女ハクサ

若草ハクサ

わつくさのよわさ

こつ草ハクサ

さめあつはさのいり

所謂わくさつわくさつわくさつわくさつわくさつ

早と君とくさつ通用さるや

わの字ハクサ女ハクサなまをわくさつわくさつわくさつ

こつせめく類や

わくさつわくさつをわくさつわくさつ

早草女ハクサの章とよめさるや

は説後撰ホ一秘るや 未知人

わくさつわくさつわくさつわくさつわくさつ

拾遺集枕草紙ハクサなるや かわり

此集ハおもひふくむ事或有るなりと云

来ると云ふよりさうの事待消也

といハおもふがものなりと云ふ

之人は流し或流しに随金吾に流

る下愚同は流し向伏雖祖師に似難

用妻母之名且流し事此可随人不好

えはる極秘事や雖一觸年未載紙上

但清浦朝臣可は追考と云ふ中^み事^年より

此由より疑波推量しは秘流暗相叶可増

有興

古今後撰五集雅具受所流近代稱和奇

中興之時尊早多禰柳本山急之何群

賢満朝和奇感興皆謔事又云云

通於不肖之末生無一言之謔而仍祖^視聽之

所及未^{おも}お^外ぬ已過六十之算今依力且

暮之方懸可は秘具之流也

拾遺集

於此集人未受一部之說

云通此集并山法自王所撰也編次
穀慮致撰定今因事歸師存目
不及批考之所及及長保寬弘
案之漸之批露之時四條大納言初通之
名卷當時輩之傳伏、獨步之心每雙之人
及以所撰竊有不甘心之方

忽抄出之奇但意取於是 注皇不知食
事也 御後及天下好聖靡然信作門戶
稱三代集書字極教人 于時以故師相並
多法古以集

編以十卷之抄因之更不見本集目錄此
集字傳世已希如魯壁之古文殊集和
新之文也之人博覽之餘僅事之形不加三
代集至于應德寶曆通俊御撰後拾遺
時雅立二十卷之部似名後拾遺和奇抄

是猶庚戌抄名之故也

金葉御歌及集各力十局又随拾遺抄之

其外藏書却少之音初

提携古集哥之日披見以集魚抽感懷

盡意集独纂集竊隨掩歎七於已又眼

前未讀之但僅因之說事未

以集法皇御自撰之由愚者或生疑然

稱公任卿撰之車有之云雖不足之事

御撰記抄略三ほく

くし平邸系男使き下付

うふきううふうふう

平邸時系殿上五位使東大平院雖未自寛和始

凡人寧に注はる哉

寛和二年清涼殿障子ありろかろ所
ありきにひつあふうふき日をくふすもみちなり
而是所創也

乃大良ひとめ中云のけりううううう

雅 屏風に種人し

又此詞也

冷泉院のふたのみこころしき侍りてころいし

をこそ侍りて たまた

明堂清仁親王 依り出家いねる冷泉院
親王 教道親王 四女

長保六年五月吉日同為親王

又師流をあらわしめりてきりてにみちりてくらわ侍り

右馬頭公任

おもしろき光の山さむけきは

もみち錦きぬ人うさす

はまとい集給ふ如斯

作共公は御成憤勢殊有存旨

ちるもみちをと詠り更推う可後改

全抄出之意趣大略教自此新し

仍抄ちるもみちをとあり

不知いゆ人集抄相承直し一同

ちる不可然

集にまみらの錦と云抄ハチ

新秋
可也
可隨者
本意之

乃又由池邊ニ下りてきふ

三
み
さ
え
ろ
ろ
ろ
ろ
ろ

清浦朝霞

仁明天皇好黃菊
結仍号永祚菊云

是常規也

卮言集

ほくろのうゝはえゆるぢやん

又、
か
ひ
と
と
は

又行ふに去る

此獨凡俗を以寸々と云獨也

万紫之铜何了以与尔拾遗新

何可為承和菊哉足不欠味是

之所致也

聖代明時之幸自六寶以來幾多

天年延曆未為植物之名以之代

源和改和字為加字用菊了

在短少之所稱出是又雖非後朝派

所為之源出於人今案之

建曆之比松容之次

上皇綸言曰拾遺之抄出松何意事之

之奇之解為之平懷是即花之也よ

あゝさわかしを限る同類の甚深峻然

之風情多洩弄之尤拾^捨抄用集者可

為通之存之若視能之所及粗注之

更不可他見

貞應元年九月七日非器重代寄人藤定家

正嘉三季三月十二日^傳博得之尚遠之冥助之

可悦之冥助也

傳抄檢覽之人必被後法善提也

同十五日私和未勘言收部有失念之也

三溪親王所折帛

三氏集之間事

定家御書銘在傳之

有金銀狀也

凡判
記之

此三氏集之間事先年以自筆之

正奉子自筆寫之說而早卒之

間抄房未及適之有今日重之加清

書尤一謂適之至室八代集秀選

是又彼以被撰之云云為一冊者也

慶長三年十月廿五日 幽軒玄旨判

右より自筆本より今授合本也

九州大學圖書印

